

## 吸収分割公告

平成30年5月23日

株主及び債権者各位

岐阜市若宮町九丁目16番地  
株式会社トーカイ  
代表取締役 小野木 孝二

当社（甲）は、吸収分割により有限会社ドリームライフ（乙、本店 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永353番地1）の福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業および住宅改修事業に関する権利義務を承継することいたしました。

効力発生日は平成30年7月1日であり、甲は会社法第796条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- （甲） 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
- （乙） 計算書類の公告義務はありません。